

議会運営委員会

令和7年12月17日（水）

午前9時30分

第2委員会室

付議事件

令和7年第6回（12月）尾張旭市議会定例会議会運営委員会付託議案

議案番号	件名
第66号議案	尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

議題

1 令和7年第6回（12月）尾張旭市議会定例会の運営について

2 3月定例会の日程について

3 長期欠席議員の議員報酬等の減額について

4 議会の手続に係るオンライン化の推進について

5 尾張旭市議会情報セキュリティ基本規程について

6 その他

配付資料一覧

【議題 1 資料】

- 1 議案の概要
- 2 議事日程（案）最終日
- 3 討論通告一覧
- 4 令和 7 年第 6 回（12月）尾張旭市議会定例会 議案等審査付託表
- 5 予算決算委員会の進行

【議題 2 資料】

- 6 令和 8 年 3 月定例会日程（案）

【議題 3 資料】

- 7-1 長期欠席議員の議員報酬等の減額に係る条例案についての意見一覧
- 7-2 尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例（案）

【議題 4 資料】

- 8-1 オンラインによる議会の手続の運用について
- 8-2 オンライン化を検討する手続 一覧

【議題 5 資料】

- 9 尾張旭市議会情報セキュリティ基本規程（案）

【議題 6 資料】

なし

議案の概要

追加議案（2件）

第75号議案 令和7年度尾張旭市一般会計補正予算（第5号）（財政課）

(単位 千円)

	補正前予算額	32,950,887	補正予算額	308,485	補正後予算額	33,259,372
歳入	国庫支出金					
	・物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金				7,240	
	・物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金				300,000	
諸収入	市民総合賠償補償保険金受入金				1,245	
歳出	・物価高対応子育て応援手当支給事業				307,240	
	・市有財産管理賠償金				1,494	
繰越明許費補正	1件（物価高対応子育て応援手当支給事業）					
債務負担行為補正	1件（食料品等物価高騰対策支援事業）					

第76号議案 和解及び損害賠償の額の決定について（財政課）

倒木による物損事故について和解し、損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

損害賠償額 1,493,452円

議事日程（案）最終日

議会運営委員長報告

第 1 諸報告

議長報告

第 2 委員会の所管事務調査報告の件

議会運営委員会

第 3 委員長報告及び報告に対する質疑

（1）予算決算委員会

（2）福祉文教委員会

（3）都市環境委員会

（4）総務委員会

（5）議会運営委員会

第 4 付託議案等の討論、採決

第 5 第 75 号議案及び第 76 号議案

上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決又は委員会付託

第 6 議員派遣の件

令和 7 年第 6 回（1 月）尾張旭市議会定例会

討論通告一覧

議案等番号	通 告 者	反対又は賛成の別
第 6 6 号議案	山下 幹雄	反対
第 7 0 号議案	榎原 利宏	反対
第 7 1 号議案	榎原 利宏	反対
第 7 2 号議案	榎原 利宏	反対
陳情第 2 号	勝股 修二	反対
陳情第 2 号	川村 つよし	賛成
陳情第 2 号	いとう 伸一	賛成
陳情第 2 号	大島 もえ	賛成

令和 7 年第 6 回（1 月）尾張旭市議会定例会 議案等審査付託表

○ 総務委員会

議案番号	件名
第 7 6 号議案	和解及び損害賠償の額の決定について

○ 予算決算委員会

議案番号	件名
第 7 5 号議案	令和 7 年度尾張旭市一般会計補正予算（第 5 号）

令和7年12月定例会最終日における予算決算委員会の進行

本会議

日程第5 第75号議案及び第76号議案

⇒ 上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託



予算決算委員会 全体会①(議場)

進 行	説 明 者
1 第75号議案 令和7年度尾張旭市一般会計補正予算(第5号)	
人件費関係の説明	企画部長
2 議案の割り振り	
散会	



福祉文教分科会(第2委員会室)

進 行	説 明 者
第75号議案 令和7年度尾張旭市一般会計補正予算(第5号)	
1 歳入歳出説明	こども子育て部長
2 質疑応答	
3 議員間討議	
散会	



総務委員会(第2委員会室)

第76号議案の審査



総務分科会(第2委員会室)

進 行	説 明 者
第75号議案 令和7年度尾張旭市一般会計補正予算(第5号)	
1 歳入歳出説明	総務部長 企画部長
2 質疑応答	
3 議員間討議	
散会	



予算決算委員会 全体会②（第 1 委員会室）

進 行

分科会会长報告及び報告に対する質疑、討論、採決

散会



本会議再開

日程第 5 第 75 号議案及び第 76 号議案

⇒ 議長報告、委員長報告及び報告に対する質疑、討論、採決

令和8年3月定例会日程(案)

		議会日程案	行事予定
2月6日	金		愛知県市議会議長会定期総会
2月7日	土		
2月8日	日		
2月9日	月	9:30 定例会打合せ(副市長出席)	
2月10日	火		
2月11日	水	<建国記念の日>	
2月12日	木		
2月13日	金	請願・陳情受付締切 (~正午)	
2月14日	土		
2月15日	日		
2月16日	月	9:30 議会運営委員会 (副市長出席)	
2月17日	火	招集告示 9:30 全員協議会 (副市長出席)	10:30 予算概要説明会
2月18日	水		
2月19日	木	質問受付 (9:00~17:00)	
2月20日	金	質問受付 (9:00~17:00) 議案質疑 (~17:00)	
2月21日	土		
2月22日	日		
2月23日	月	<天皇誕生日>	
2月24日	火		
2月25日	水	9:30 議会運営委員会	13:30 尾張東部衛生組合例月出納検査会
2月26日	木	9:30 本会議(初日) (市長、副市長出席)	
2月27日	金		10:00 例月出納検査、定例監査
2月28日	土		
3月1日	日		
3月2日	月		
3月3日	火		
3月4日	水		14:00 濑戸旭看護専門学校卒業式
3月5日	木	9:30 本会議(一般質問) (市長、副市長出席)	
3月6日	金		中学校卒業式(午前)
3月7日	土		
3月8日	日		
3月9日	月	9:30 本会議(一般質問) (市長、副市長出席)	
3月10日	火	9:30 本会議(一般質問) (市長、副市長出席)、予算決算委員会(全体会) (副市長出席)	
3月11日	水		
3月12日	木		
3月13日	金	9:30 福祉文教委員会 (副市長出席)、予算決算委員会福祉文教分科会 (副市長出席)	
3月14日	土		
3月15日	日		
3月16日	月	9:30 都市環境委員会 (副市長出席)、予算決算委員会都市環境分科会 (副市長出席)	
3月17日	火	9:30 総務委員会 (副市長出席)、予算決算委員会総務分科会 (副市長出席)	
3月18日	水	9:30 予算決算委員会(全体会) (副市長出席)	
3月19日	木	(討論通告期限・正午締切) 13:30 各派代表者会・予定	小学校卒業式(午前)
3月20日	金	<春分の日>	
3月21日	土		
3月22日	日		
3月23日	月	9:30 議会運営委員会	
3月24日	火	9:30 本会議(最終日) (市長、副市長出席)	
3月25日	水		
3月26日	木		10:00 濑戸旭看護専門学校組合議会定例会 14:00 公立陶生病院組合議会定例会
3月27日	金		10:00 例月出納検査、定例監査 10:00 尾張東部衛生組合議会定例会

長期欠席議員の議員報酬等の減額に係る条例案についての意見一覧

提出者	条項	意見	変更後の案	正副委員長意見				
勝股委員	第3条	<p>①尾張旭市議会会議規則第2条の規定に基づいた、欠席届がすでに存在し、取扱に混乱が生じる可能性がある。</p> <p>②また、欠席届においては診断書の提出は求めていらない。</p> <p>③本条例案においては長期欠席の始期が不明瞭である。</p> <p>3か月以上の療養を要する予測は医師といえども、非常に困難である。</p> <p>④右案が採用されない場合〔2項における親族に限定する記述は不必要であると考える。」当該議員の代理人として～」→「当該議員の代理人が届け出ることができる。」]</p>	<p>(長期欠席の期間)</p> <p>第3条 長期欠席の始期日は、連続した欠席において最初に市議会の会議を欠席した日とし、終期日は次項に定める復帰届出書(第1号様式)が提出された日の前日とする。</p> <p>2 削除</p> <p>② 長期欠席をした議員は、市議会の会議に出席できることとなったときは、その旨を復帰届出書(第1号様式)により議長に届け出なければならない。</p>	<p>①《長期欠席届出書の必要性について》</p> <p>前提として、尾張旭市議会会議規則第2条の規定に基づく欠席届(会議の欠席に係る届出)と長期欠席届出書(長期欠席に係る届出)は別ものである。</p> <p>* 長期欠席届出書は、90日を超える欠席をする(見込み)の場合に提出するもの。</p> <p>長期欠席届出書は、長期欠席期間を明確にし、長期欠席に係る議員報酬等減額期間を確定させるために提出を求めるものである。</p> <p>②《医師の証明書について》</p> <p>医師の証明書の必要性については、議会運営委員会での協議を必要とする。</p> <p>議員が公務を長期欠席する際に議長が事実確認をしなくともよいのか、市民への説明責任の観点から検討する必要がある。</p> <p>長期欠席期間=医師の証明する期間という考え方ではなく、療養が必要という事実確認をするための書類と考えれば、何度も証明書を提出する必要はないのではないか。</p> <p>③《長期欠席の始期が不明瞭なことについて》</p> <p>第3条(長期欠席に係る届出)の後に第4条(長期欠席の始期及び終期)を追加してはどうか。</p> <p>案: 新規追加</p> <p>(長期欠席の始期及び終期)</p> <p>④《親族に限定する届出について》</p> <p>条文中の「親族」を「親族又は委託を受けた者」とするなど、親族が届けられない場合は、当該議員との関係性を確認した上で受け付けられることも考えられる。</p>				
勝股委員	第4条	<p>文言が解りにくいので、前条に定めた用語に変更してはどうか。</p> <p>また、復帰届出書を義務付けており、届出なしで出席した場合も欠席届を事後に提出可能という慣例に倣い、必ず復帰届出書が提出されるものとして、適用日付を明確にした文言としてはどうか。</p> <p>第2項の案において、「欠席相当日数」の文言を削除したことから、第1項において言葉の定義づけを行わない。</p>	<p>第4条 議員が長期欠席した時の議員報酬は、その職に応じた議員報酬に、次の表の左欄に掲げる、始期日から起算して引き続き市議会の会議に出席していない日数に応じ、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>【表右欄の見出し「長期欠席の日数】</p> <p>2 前項の規定は、[前条第1項で定める]始期日の属する月の翌月(始期日が月の初日であるときは、始期日の属する月)から、[前条第1項で定める]終期日が属する月まで適用する。この割合において、終期日が属する月については、日割りにより計算する。</p>	<p>①《分かりやすい文言に変更》</p> <p>案: 現4条</p> <p>②《議員が長期欠席したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に、長期欠席の始期から起算して引き続き市議会の会議に出席していない日数(以下「長期欠席の日数」という。)に応じ、次の表に定める割合を乗じて得た額とする</p> <table border="1"> <tr> <th>長期欠席の日数</th> <th>割合</th> </tr> <tr> <td>…</td> <td>…</td> </tr> </table> <p>2 前項の規定は、長期欠席の日数が90日、180日又は365日を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から、前条に規定する長期欠席の終期(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで適用する。</p> <p>この割合において、長期欠席の終期の属する月については、日割りにより計算する。</p>	長期欠席の日数	割合	…	…
長期欠席の日数	割合							
…	…							

提出者	条項	意見	変更後の案	正副委員長意見
勝股委員	第7条	翌月の意味合いが、過分に支給した月の翌月とも取れるため、勾留期限が長期となつた場合に解釈が曖昧になることから、相殺できる月の範囲を広げてはどうか。	第7条 (中略) 又は支給の停止ができないときは、翌月以降の議員報酬から（後略）	<p>議会運営委員会での協議を必要とする。</p> <p>案①：正副委員長案のとおり</p> <p>※ 翌月に相殺できなければ、規定を適用しないとしていることで、相殺できる期間が明確である。</p> <p>大多数の市議会がこのような規定を設けている。</p> <p>案②：提案のとおり</p> <p>第7条 (略) 既にその月の議員報酬が支払われていたとき、又は支給の停止ができないときは、翌月以降の議員報酬から当該支給停止に係る額を差し引いて支給する。</p> <p>2 前項後段の規定を適用する場合において、議員の辞職その他の事由により翌月以降の議員報酬から差し引いて支給することができないときは、前項の規定は適用しない。</p> <p>※ 相殺できる期間が曖昧になるため、事務が煩雑になることが懸念される。</p> <p>案③：返納規定を設ける。</p> <p>第7条 (略) 既にその月の議員報酬が支払われていたとき、又は支給の停止ができないときは、翌月の議員報酬から当該支給停止に係る額を差し引いて支給する。</p> <p>2 前項後段の規定を適用する場合において、議員の辞職その他の事由により翌月の議員報酬から差し引いて支給することができないときは、当該支給停止に係る額の議員報酬を返納しなければならない。</p> <p>※ 判決に関わらず、支給停止分の過払いが発生した場合に返納してもらえるような規定を設ける。</p>
勝股委員	第1号様式	これまでの欠席届と取扱いを区分する理由が見当たらないため。	削除	議会運営委員会の協議結果による。
勝股委員	第2号様式	第1号様式の削除により繰り上げる必要があるため。	第1号様式	議会運営委員会の協議結果による。

委員会提案第　　号

尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例の制定について

上記の議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び尾張旭市議会会議規則（平成15年議会規則第1号）第13条第3項の規定により提出する。

令和　　年　　月　　日

尾張旭市議会議長 殿

提出者

議会運営委員長

提案理由

この案を提出するのは、尾張旭市議会議員が市議会の会議を長期欠席等した場合の議員報酬及び期末手当の支給に関し、必要な事項を定めるため必要があるからである。

尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、尾張旭市議会議員（以下「議員」という。）の果たすべき職責に鑑み、議員が長期にわたって市議会の会議を欠席した場合及び刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分を受けた場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成16年条例第1号）の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市議会の会議 尾張旭市議会定例会及び臨時会の本会議並びに尾張旭市議会委員会条例（平成15年条例第1号）に基づき設置された委員会の会議をいう。
- (2) 長期欠席 療養、自己都合その他の事由により、90日を超えて市議会の会議を欠席することをいう。
- (3) 公務上の災害等 尾張旭市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第13号）に基づき認定された公務又は通勤により生じた災害をいう。

(長期欠席に係る届出)

第3条 議員は、長期欠席をすることとなったときは、その旨を長期欠席届出書（第1号様式）により議長に届け出なければならない。この場合において、当該議員が自ら届け出ることができないときは、**当該議員の親族又は委託を受けた者が届け出ることができる。**

- 2 前項の規定による届出において、長期欠席の事由が療養による場合は、医師が記載した証明書等を添えなければならない。
- 3 議員は、第1項の規定による届出後に市議会の会議に出席できることとなったときは、その旨を復帰届出書（第2号様式）により議長に届け出なければならない。

(長期欠席の始期及び終期)

第4条 長期欠席の始期は、市議会の会議を欠席した日とし、長期欠席の終期は、前条第3項の規定による届出書中の復帰日の前日とする。

(議員報酬の減額)

第5条 議員が長期欠席したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に、長期欠席の始期から起算して引き続き市議会の会議に出席していない日数（以下「長期欠席の日数」という。）に応じ、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

長期欠席の日数	割合
90日を超えて180日以下であるとき	100分の80
180日を超えて365日以下であるとき	100分の70
365日を超えるとき	100分の0

- 2 前項の規定は、長期欠席の日数が90日、180日又は365日を超える日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、前条に規定する長期欠席の終期（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで適用する。この割合において、長期欠席の終期の属する月については、日割りにより計算する。

(期末手当の減額)

第6条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）のそれぞれ前6月において、前条の規定により議員報酬を減額して支給された月があるときの期末手当の額は、その職に応じた期末手當に、当該減額の計算に係る割合を乗じて得た額とする。この場合において、当該割合が異なるときは、低い方の割合を乗ずるものとする。

(適用除外)

第7条 次に掲げる事由により市議会の会議を長期欠席したときは、前2条の

規定は適用しない。

- (1) 公務上の災害等
- (2) 出産（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項本文に規定する期間の範囲内に限る。）
- (3) その他議長が前2号の事由に準ずると認める事由

《案①：正副委員長案のとおり》

（議員報酬の支給停止）

第8条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分を受けたときは、その日から当該処分を解かれる日までの間、当該期間に係る日割りにより計算した額の議員報酬の支給を停止する。この場合において、既にその月の議員報酬が支払われていたとき、又は支給の停止ができないときは、翌月の議員報酬から当該支給停止に係る額を差し引いて支給する。

2 前項後段の規定を適用する場合において、議員の辞職その他の事由により翌月の議員報酬から差し引いて支給することができないときは、前項の規定は適用しない。

《案②：提案のとおり》

（議員報酬の支給停止）

第8条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分を受けたときは、その日から当該処分を解かれる日までの間、当該期間に係る日割りにより計算した額の議員報酬の支給を停止する。この場合において、既にその月の議員報酬が支払われていたとき、又は支給の停止ができないときは、翌月**以降**の議員報酬から当該支給停止に係る額を差し引いて支給する。

2 前項後段の規定を適用する場合において、議員の辞職その他の事由により翌月**以降**の議員報酬から差し引いて支給することができないときは、前項の規定は適用しない。

《案③：返納規定を設ける》

（議員報酬の支給停止）

第8条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分を受けたときは、その日から当該処分を解かれる日までの間、当該期間に係る日割りにより計算した額の議員報酬の支給を停止する。この

場合において、既にその月の議員報酬が支払われていたとき、又は支給の停止ができないときは、翌月の議員報酬から当該支給停止に係る額を差し引いて支給する。

2 前項後段の規定を適用する場合において、議員の辞職その他の事由により翌月の議員報酬から差し引いて支給することができないときは、**当該支給停止に係る額の議員報酬を返納しなければならない。**

(期末手当の支給停止)

第9条 基準日のそれぞれ前6月において、議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分を受けたときは、当該基準日に係る期末手当の支給を停止する。

(支給停止されていた議員報酬等の支給)

第10条 支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該支給停止に係る刑事事件について公訴を提起しない処分が行われたとき、又は当該支給停止に係る刑事事件の無罪判決（同様の効果を有する判決及び決定を含む。）が確定したときは、その日の属する月の翌月の議員報酬の支給日に支給する。この場合において、議員の資格を失っているときも、同様とする。

(議員報酬等の不支給)

第11条 支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該支給停止に係る刑事事件の有罪判決が確定したときは、支給しない。

(日割計算の方法)

第12条 日割り計算は、その月の現日数を基礎として計算する。

(端数計算)

第13条 この条例の規定により計算した議員報酬及び期末手当の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(減額、支給停止及び不支給の効力)

第14条 この条例の規定による減額、支給停止及び不支給については、当該減額、支給停止及び不支給の事由が生じた日の属する任期中の議員報酬又は期末手當に限り、その効力を有する。

(疑義の決定)

第15条 この条例の適用に関し疑義が生じたときは、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

長期欠席届出書

年　　月　　日

尾張旭市議会議長 様

議員氏名

代理人氏名
続柄
連絡先

尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例第3条第1項の規定により届け出ます。

1 長期欠席期間

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

2 長期欠席理由

- (1) 療養 (病名)
(2) その他 (理由)

3 添付書類

- 診断書
 その他 ()

第2号様式（第3条関係）

復帰届出書

年　　月　　日

尾張旭市議会議長 様

議員氏名

尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例第3条第2項の規定により届け出ます。

復帰日

年　　月　　日

オンラインによる議会の手続の運用について

令和7年11月17日開催の議会運営委員会で、別紙資料にある手続一覧のうち、直ちにできる手續についてはオンライン化を実施すること、また、その方法は電子メール（以下「メール」という。）での提出とすることが認められた。

その際、一般質問通告書については、質問順に影響があることから別途整理することとなった。

そこで、次のように整理し、運用することとする。

1 メールで提出する際の基本的ルール

確認漏れなどを防ぐため、メールで提出した後、議会事務局に送信したことを必ず電話で連絡する。

2 一般質問通告書のメールでの提出について

(1) 受付開始日の9時に提出のあった一般質問通告書

- ア メールで提出した議員が窓口に来庁する必要がないよう、議長又は副議長どちらかの立会いの下、事務局職員がくじ引きをする。
- イ くじ引きはこれまでどおり、初めに「くじを引く順番」を決めるくじ引きをする（一般質問通告書の提出順）。次に「くじを引く順番」の順で、「質問順」を決めるくじを引く。

(2) 受付開始日の9時以降に提出のあった一般質問通告書

- ア 事務局職員がメールの受信、添付データを確認次第、備付けの受付簿に議員名、提出時刻を代理記入する。
- イ 提出時刻は、メールの受信時刻ではなく、議会事務局職員がメールを確認した時刻とする。
- ウ 一般質問通告書のデータが添付されていないメールについては、提出として取り扱わない。

【参考】

窓口で提出する場合は、これまでどおり備付けの受付簿に提出時刻、議員名を記入し、提出する。

オンライン化を検討する手続 一覧

○ 直ちにできるもの × 直ちにはできないもの

本会議	主体	相手方	関係法令等	条項	関係法令等	条項	オンライン化
開議の請求	議員	議長	地方自治法	第114条第1項			○
一般質問の通告	議員	議長	会議規則	第50条第1項	議会運営に関する申し合わせ事項	第2の(1)のア	○
質問原稿の提出	議員	議長	議会運営に関する申し合わせ事項	第2の(1)のオ			○
議案質疑の通告	議員	議長	会議規則	第50条第1項			○
討論の通告	議員	議長	会議規則	第50条第1項			○
欠席の届出	議員	議長	会議規則	第2条			○
出席の催告	議長	議員	地方自治法	第113条	会議規則	第12条	○
議案の提出	議員	議長	地方自治法	第112条	会議規則	第13条第1項	×
修正の動議	議員	議長	地方自治法	第115条の3	会議規則	第16条	×
議案（動議）の撤回	議員	議長	会議規則	第18条第2項			×
議案（動議）の訂正請求	議員（委員長）	議長	会議規則	第18条第2項			×
公聴会の開催要求	議員	議長	地方自治法	第115条の2第1項	会議規則	第72条の2	○
参考人の出席要請	議員	議長	地方自治法	第115条の2第2項	会議規則	第72条の8	○

委員会	主体	相手方	関係法令等	条項	関係法令等	条項	オンライン化
委員会の招集請求	委員	委員長	委員会条例	第11条第2項			○
オンライン出席の届出	委員	委員長	委員会条例	第11条の2第2項			○
欠席の届出	委員	委員長	委員会条例	第13条			○
修正の動議	委員	委員長	委員会条例	第28条			×
動議の撤回	委員	委員長	委員会条例	第27条			×
証人の出頭要求	委員長	議長	地方自治法	第100条第1項	委員会条例	第32条	○
記録の提出要求	委員長	議長	地方自治法	第100条第1項	委員会条例	第32条	○
所管事務の調査	委員長	議長	委員会条例	第33条			○
委員の派遣	委員長	議長	委員会条例	第34条			○
委員会の報告書	委員長	議長	委員会条例	第37条			○
公聴会の開催要求	委員長	議長	委員会条例	第56条第1項			○
参考人の出席要請	委員長	議長	委員会条例	第62条第1項			○

オンライン化を検討する手続 一覧

○ 直ちにできるもの × 直ちにはできないもの

その他	主体	相手方	関係法令等	条項	関係法令等	条項	オンライン化
議長の辞職	議長	副議長	会議規則	第86条第1項			×
副議長の辞職	副議長	議長	会議規則	第87条第1項			×
委員長の辞任	委員長	副委員長	委員会条例	第17条			×
副委員長の辞任	副委員長	委員長	委員会条例	第17条			×
議会運営委員及び特別委員の辞任	委員	議長	委員会条例	第18条			×
議員の辞職	議員	議長	会議規則	第87条第1項			×
資格決定の要求	議員	議長	会議規則	第88条			○
資格決定書の交付	議長	議員	会議規則	第90条			○
懲罰動議の提出	議員	議長	会議規則	第94条第1項			×
侮辱に対する処分要求	議員	議長	地方自治法	第133条			○
会派結成の届出	会派代表者	議長	代表者会規約	第3条第1項			○
会派の異動届出	会派代表者	議長	代表者会規約	第3条第5項			○
会派の解散届出	会派代表者	議長	代表者会規約	第3条第6項			○
協議体の編成届出	会派代表者	議長	政策立案等の実施に関する基本指針	第5の(4)			○

尾張旭市議会情報セキュリティ基本規程

(目的)

第1条 この訓令は、尾張旭市議会（以下「市議会」という。）が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定め、もって市議会が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (2) 情報セキュリティポリシー この訓令及び情報セキュリティ対策を実施するため議長が別に定める情報セキュリティ対策基準をいう。
- (3) 情報システム コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成される情報処理を行う仕組み（機器等を自ら保有せず、ネットワーク上でサービスの提供を受けるものを含む。）をいう。
- (4) 情報資産 次に掲げるものをいう。
 - ア 情報システム及び関連文書
 - イ 情報システムで取り扱うデータ及び情報
 - ウ 情報システムを使用するための設備
- (5) 機密性 情報資産にアクセスすることを認められた者だけが、情報資産にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (6) 完全性 情報資産が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (7) 可用性 情報資産にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報資産にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (8) 情報セキュリティインシデント 情報セキュリティに関する事件又は事故のことをいう。

(市議会議員の義務)

第3条 市議会議員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たっては、情報セキュリティ対策基準を遵守しなければならない。

(組織等)

第4条 市議会の情報セキュリティ対策を実施するための組織体制、権限及び

責任については、情報セキュリティ対策基準に定めるものとする。

(情報資産の管理)

第5条 情報資産の機密性、完全性及び可用性を確保するため、情報資産の重要性に基づく情報セキュリティ対策を実施するものとし、その管理については、情報セキュリティ対策基準に定めるものとする。

(情報セキュリティ対策)

第6条 想定される脅威から情報資産を保護するため、情報セキュリティ対策を実施するものとし、具体的な遵守事項、判断基準等については、情報セキュリティ対策基準に定めるものとする。

(情報セキュリティインシデントへの対処)

第7条 情報セキュリティインシデントが発生した場合又は発生するおそれがある場合は、速やかに対処するものとし、具体的な対処方法については、情報セキュリティ対策基準に定めるものとする。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第8条 情報セキュリティ対策の実施状況を検証するため、定期的に情報セキュリティ監査及び自己点検を実施するものとする。

(情報セキュリティポリシーの見直し)

第9条 情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため、情報セキュリティポリシーの内容を定期的に確認し、必要が生じた場合には、速やかに内容を見直すものとする。

(委任)

第10条 この訓令及び情報セキュリティ対策基準に定めるもののほか、情報セキュリティ対策を実施するために必要な事項は、議長が定める。

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。